

土木学会 教育企画・人材育成委員会 高校教育小委員会 会則

(委員会名)

第1条 本委員会は、土木学会 教育企画・人材育成委員会 高校教育小委員会と称する。

(目的)

第2条 教育企画・人材育成委員会の目的に準じて、高等学校における土木系教育の充実に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①調査、研究（学習指導要領、設備基準、教科書等）
- ②研究会、研修会、講演会等の開催
- ③見学会の開催
- ④その他必要とする事業

(委員会の構成)

第4条 本委員会の構成は、次のとおりとする。

- ①委員長、幹事長および委員により構成する。委員長および幹事長は、委員の互選によりこれを定める。
- ②委員の定員は14名程度とする。
- ③委員等の委嘱は、土木学会会長が行う。
- ④委員長、幹事長および委員の任期は2年とし、委員長以外の留任を妨げない。

(その他)

第5条 必要に応じて、委員は課題小委員会を兼ねる。

(付則)

- 1 本委員会会則、運営上必要な規定は別に定める。
- 2 本委員会会則は、平成12年4月22日から施行する。
- 3 本委員会会則は、平成30年6月8日から施行する。

平成16年6月1日運用
平成17年7月22日理事会制定
平成18年4月21日一部改正

平成29年12月15日 第2回高校教育小委員会にて確認